

## 「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 業務名  | 「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙業務仕様書のとおり                    |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まで         |
| (4) 委託金額 | 30,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）    |

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、福岡県及び岡垣町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

#### 4 参加条件

- (1) 本事業は、観光庁の「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の補助を受けて実施するものであり、補助事業の事業目的及び事業内容に沿った事業を提案すること。
- (2) 地域関係者等と協力して円滑な事業運営ができる法人であること。
- (3) 提案を真剣に取り組み、責任感を持ってプロジェクトを推進できる法人であること。

#### 5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1-1-1

岡垣町 おかがきPR課

電話 093-282-1211

FAX 093-282-4000

メールアドレス okapr@town.okagaki.lg.jp

- (2) 実施要領等の配布期限、配布場所及び受付場所

ア 配布期限：令和6年4月23日～令和6年5月7日

(午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、岡垣町公式ホームページからダウンロード可。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年4月23日～令和6年5月10日午後5時15分

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出方法：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前8時30分～午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

#### 6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和6年5月1日午後5時15分必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は様式第1号または任意様式とするが、任意様式にて提出する場合は次の点に留意して記載すること。

- ア 件名は「「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答期限：令和6年5月7日（予定）

(5) 回答方法：質問への回答は岡垣町公式ホームページに掲載

## 7 応募書類

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書等の提出について（様式第2号）
- イ 企画提案書（任意様式）  
企画提案書は1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を8部、社名を記載したものを1部提出すること。
- ウ 委託事業費の内訳書（任意様式）  
委託事業費の内訳書は、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。なお、無記名のものについてはイの企画提案書に添付すること。
- エ 会社概要及びアピールポイント（過去の同種または類似業務の実績や予定担当者の実績）のわかるもの
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明  
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- カ 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- キ 法人定款

### (2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

## 8 企画提案書・委託事業費の内訳書

### (1) 企画提案書の作成方法

仕様書に基づき、A4版もしくはA3版20枚以内とし、以下について記載すること。また、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載し

ないこと。

企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● ツアー等の具体的な造成及び企画内容に関すること</li><li>● ツアー等の具体的な運営方法に関すること</li><li>● ツアー等の安全対策等に関すること</li><li>● 地元の関係者等への対応に関すること</li><li>● 募集の方法及び広報に関すること</li><li>● ツアー等を販売する場合は、販売予定金額</li><li>● ツアー等毎における見込み誘客数</li><li>● その他、提案が必要と考えられる内容</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業実施体制</li><li>● スケジュール</li></ul>
実績	同種または類似の業務実績

## (2) 提出された企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## (3) 委託事業費の内訳書

企画提案書の提出にあわせて、委託事業費の内訳書（消費税及び地方消費税を含む。）を提出すること。

ただし、委託事業費については観光客からの収入は含めないものとする。

## 9 評価方法等

### (1) 評価基準

別添の「「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業業務委託プロポーザル評価基準一覧表（別紙1）」のとおり

### (2) 評価方法

提出された企画提案書について、書類審査を行うものとし、評価基準に基づき評価を行う。

### (3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、選定委員ごとに、合計点が高い順に順位を付す。各選定委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）が最も小さい事業者を第1位とし、次点を第2位とする。
- イ 順位点が同一の提案者が複数いた場合には、第1位をつけた選定委員の数が一番多い事業者を候補者として選定する。
- ウ イの選考後においても同一の提案者が複数いた場合は、（2）の総合点が最も高い者を候補者として選定する。
- エ ア、イ、ウにかかわらず、総合点が260点未満の場合は、候補者として選定しない。

#### （4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託事業費の内訳書の金額が2（4）の委託金額を超える場合
- エ 町の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記事項を岡垣町公式ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- （1）候補者の名称及び順位点
- （2）（1）以外の参加者の名称及び順位点
  - ※（1）以外の参加者の名称は五十音順、順位点は点数順で表記する。
  - ※参加者が（選定業者数＋1）者の場合、選定されなかった参加者の順位点は公表しない。

### 11 契約手続

- （1）契約交渉の相手方に選定された者と岡垣町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- （2）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書式を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 12 その他

- (1) 企画提案書等の提出についての提出後に辞退する場合は、参加辞退届書（様式第3号）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び委託事業費の内訳書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び委託事業費の内訳書提出後の差替、訂正、再提出はできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。